

# 高齢者在宅福祉サービスのご案内

事業名	対象者およびサービス内容	申請窓口
生きがい対応型 デイサービス ※愛称名「さわやか びんしゃんクラブ」	比較的元気な65歳以上の在宅高齢者(要介護または要支援の認定を受けている人は除く)を対象として地元の施設を活用し、教養講座、手芸、軽スポーツなどを実施します。 ■月一回の実施で、当日は昼食代として800円が必要です。	JA福祉センター ☎090-5217-3336
碓氷峠の森公園 交流館「峠の湯」 利用助成	市内の65歳以上の高齢者に対して当該施設の利用料の一部を助成します。 ■宴会(事前に予約してあるものに限る)を利用する人、一人につき1,000円を助成します(当該年度中に5回を限度とします)。	「峠の湯」 ☎380-4000
福祉車両の貸出	車椅子を使用する要介護高齢者や身体障害者を乗せて通院や買い物に出かけるための福祉車両を貸し出します。 ■ガソリンを満タンにして車両を返却してください。	社会福祉協議会 本所 ☎382-8397 支所 ☎393-3948
日常生活用具 給付等	日常生活に支障のある在宅高齢者を対象に、在宅生活の維持や介護者の負担軽減を図ります(介護保険の給付が可能な人は除きます)。 ■車椅子やベッドを貸し出します(ベッドの運搬は有料です)。 65歳以上の在宅高齢者であって、防火などの配慮が必要な一人暮らしの人が対象です(生計中心者の所得税額に応じた費用の負担があります)。 ■電磁調理器または自動消火器を給付します。	
高齢者おむつ サービス	65歳以上の在宅高齢者であって、寝たきりまたは認知症で常時失禁状態にある人が対象です。 ■対象者の所得税額により、紙おむつの給付限度が異なります。 ■入院や短期入所などで在宅を離れると、休止または廃止となります。	
高齢者住宅改造 補修費助成	65歳以上の在宅高齢者で、介護保険の認定を受けている人が、在宅生活を維持するために住宅を改造・改修する場合に助成します(新築および増築の場合は助成の対象外です)。 ■要介護度、世帯構成、生計中心者の所得税額による制限があります。 ■助成は対象工事費の6分の5の額です(助成は50万円を限度とします)。	
はり・きゅう・ マッサージ サービス助成	70歳以上の高齢者が本市と契約している施術所で「はり」、「きゅう」、「マッサージ」の施術を受ける場合に助成します。 ■申請により割引券を交付します(当該年度中に6枚を限度とします)。 ■対象者の所得税額によって交付制限があります。	
布団乾燥・ 丸洗いサービス	65歳以上の在宅高齢者で、寝たきりまたは虚弱な一人暮らしの人が対象です。 ■生計中心者の所得税額に応じた費用の負担があります。	
介護用車両 購入費等補助	65歳以上の在宅高齢者で、要介護認定(要支援の認定の人は除く)を受けており、車椅子の使用が見込まれる人を乗車させる介護用車両の購入または車両を改造する場合に助成します。 ■助成額は車の種類により異なります。 ■補助金の交付にあたっては、購入または改造の前に申請が必要です。	困介護高齢課 (☎内線1181・ 1182) ☎住民福祉課 (☎内線2151・ 2152)
配食サービス (配食支援事業)	65歳以上の在宅高齢者のうち、単身で生活する人、高齢者のみで生活する人、日中独居となる人であって食事の用意することが困難な人を対象に、弁当の配達を通して状況把握と栄養改善を行います。 ■昼食について週5回以内で利用できます(利用者負担があります)。	
タクシー 料金補助	タクシー以外の交通機関を利用することが困難な高齢者などを対象にタクシー料金の一部を補助します。 ■お住まいの地域により申請窓口が異なりますのでご注意ください。 (安中地区=困介護高齢課、松井田地域=☎住民福祉課)	
緊急通報 装置の貸与	65歳以上の在宅一人暮らしなどの高齢者であって、健康状態や身体状況などの理由により緊急時の対応に不安がある人を対象に、緊急時に連絡がにつながる装置を貸与します。 ■家族をはじめとした協力者を緊急連絡先として登録します。 ■固定電話の回線を使用して装置を設置します(固定電話の回線が必要です)。	
在宅訪問 理美容サービス	65歳以上の在宅高齢者で、要介護4または5の人、あるいは要介護認定(要支援の認定を受けている人は除く)を受けている外出困難で、家族が高齢などの理由で支援を得られない人を対象にカット(散髪)してもらうことができる券を交付します。 ■理容組合・美容組合の協力店が対象者の自宅を訪問してカット(散髪)を実施します。 ■利用券を交付します(当該年度中に4枚を限度とします)。	

☎ 困介護高齢課 高齢者対策係 (☎内線 1182)